第十二条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。
四　第五号の二の三様式により作成された有価証券届出書　前号イからニまでに掲げる書類
第十二条第一項に次の一号を加える。
八　第五号の三の三様式により作成された有価証券届出書　前号イからハまでに掲げる書類
第十四条を次のように改める。

（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し）

第十四条　法第十三条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。
一　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当しないもの
二　次に掲げる有価証券の売出しに該当しないもの
イ　有価証券の売出しに係る有価証券の所有者である当該有価証券の発行者が行う当該有価証券の売出し
ロ　当該有価証券を他の者に取得させることを目的として当該有価証券の発行者から当該有価証券を取得した金融商品取引業者等が行う当該有価証券の売出し
ハ　有価証券の売出しに係る引受人（法第二条第六項第一号に規定する行為を行う者を除く。）に該当する金融商品取引業者等が行う当該有価証券の売出し
第十五条第一号中「第四号様式第一部及び第二部に掲げる事項」を「第二十五号様式により記載すべき事項」に改め、同条第二号中「第四号の二様式第一部及び第二部に掲げる事項」を「第二十五号の二様式により記載すべき事項」に改める。
第十五条の二第一項第一号ホ中「同項第七号ハ」を「同項第七号ハ」に改め、同号中ホをヘとし、ロからニまでをハからホまでとし、同号イ中「場合」の下に「（イに掲げる事項を記載している場合を除く。）」を加え、同号中イをロとし、ロの前に次のように加える。
イ　当該届出目論見書に係る有価証券（内国投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券（以下この項及び第十六条の二において「投資信託受益証券」という。）に限る。）の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
第十五条の二第一項第二号ハ中「前号ロからホまで」を「前号ハからヘまで」に改め、同号中ハをニとし、ロをハとし、同号イ中「場合」の下に「（イに掲げる事項を記載している場合を除く。）」を加え、同号中イをロとし、ロの前に次のように加える。
イ　当該届出仮目論見書に係る有価証券（投資信託受益証券に限る。）の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無（当該効力が生じていない場合においては、当該届出仮目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨を含む。）を確認する方法
第十五条の二第二項中「前項第一号ホに掲げる事項（同項第二号において引用する場合を含む。）」を「前項第一号ヘに掲げる事項（同項第二号に掲げる届出仮目論見書に記載するものを含む。）」に改める。
第十五条の三第一項第一号ホ中「前条第一項第一号ホ」を「前条第一項第一号ヘ」に改め、同条第二項中「おいて引用する場合」を「掲げる届出仮目論見書に記載するもの」に改める。
第十六条第一号中「第四号様式第三部に掲げる事項」を「第四号様式に掲げる事項（同様式第三部の第2及び第3に掲げる事項を除く。）」に改め、同条第二号中「第四号の二様式第三部に掲げる事項」を「第四号の二様式に掲げる事項（同様式第三部の第2から第5までに掲げる事項を除く。）」に改める。
第十六条の二第一項第一号中ハをニとし、ロをハとし、同号イ中「場合」の下に「（イに掲げる事項を記載している場合を除く。）」を加え、同号中イをロとし、ロの前に次のように加える。
イ　当該届出目論見書に係る有価証券（投資信託受益証券に限る。）の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無（当該効力が生じていない場合においては、当該届出目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨を含む。）を確認する方法
第十六条の二第一項第二号ハ中「前号ロ及びハ」を「前号ハ及びニ」に改め、同号中ハをニとし、ロをハとし、同号イ中「場合」の下に「（イに掲げる事項を記載している場合を除く。）」を加え、同号中イをロとし、ロの前に次のように加える。
イ　当該届出仮目論見書に係る有価証券（投資信託受益証券に限る。）の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無（当該効力が生じていない場合においては、当該届出仮目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨を含む。）を確認する方法
第十八条第一項に次の二号を加える。
三　特定内国資産流動化証券　第十五号の二様式
四　特定外国資産流動化証券　第十六号の二様式
第十八条第二項第一号中「第十五号の二様式」を「第十五号の三様式」に改め、同項第二号を次のように改める。
二　第十八条の七の二に規定する短期外債（資産流動化法に規定する特定社債のうち、同条各号に掲げる要件のすべてに該当するものを除く。）　第十六号の三様式
第十八条の二第一項第一号中「第十五号の二様式」を「第十五号の三様式」に、「作成した発行登録書」を「作成した発行登録書　次に掲げる書類」に改め、同項第二号中「第十六号の二様式」を「第十六号の三様式」に、「作成した発行登録書」を「作成した発行登録書　次に掲げる書類」に改め、同項に次の二号を加える。
三　第十五号の二様式により作成した発行登録書　次に掲げる書類
イ　定款（第二十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）
ロ　第一号ロ及びハに掲げる書類
四　第十六号の二様式により作成した発行登録書　次に掲げる書類
イ　前号イ及びロに掲げる書類
ロ　第二号ロからニまでに掲げる書類
第十八条の二第二項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第一号中「第十五号の二様式」を「第十五号の三様式」に改め、同項第二号中「第十六号の二様式」を「第十六号の三様式」に、「作成した発行登録書」を「作成した発行登録書　次に掲げる書類」に改め、同項に次の二号を加える。
三　第十五号の二様式により作成した発行登録書　当該特定有価証券の発行につき社員総会の決議があった場合における当該社員総会の議事録の写し又は当該取締役の過半数の同意があったことを知るに足る書面
四　第十六号の二様式により作成した発行登録書　次に掲げる書類
イ　前号に掲げる書類
ロ　第二号ロ及びハに掲げる書類
第十八条の二第三項中「イからニまで及び」を「及び第四号並びに」に、「イからハまで」を「及び第四号」に改める。
第十八条の三第一項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。
二　記載された発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。
三　記載された引受けを予定する金融商品取引業者のうちの主たるものに異動があったこと。
第十八条の三第二項を次のように改める。
2　法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者（同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により訂正発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法